参考資料集

【参考1】消費者行政に係る地方公共団体の事務についての法令での規定

○消費者基本法(昭和四十三年五月三十日法律第七十八号)

(基本理念)

- 第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。) の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確 保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合 理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消 費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅 速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利 益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を 支援することを基本として行われなければならない。
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正 な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければ ならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。
- 5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。 (略)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本 理念にのつとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的 状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

(略)

(啓発活動及び教育の推進)

- 第十七条 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の 提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活 について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、 職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる ものとする。
- 2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状況に応じた 施策を講ずるよう努めなければならない。

(略)

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第十九条 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専 門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせん 等に努めなければならない。この場合において、都道府県は、市町村(特別区を含む。) との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情 の処理のあつせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応す るよう努めなければならない。

- 2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的 知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上 その他の必要な施策(都道府県にあつては、前項に規定するものを除く。)を講ずるよう 努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的 知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努 めなければならない。

(略)

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第二十四条 国及び地方公共団体は、消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政 組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

○消費者安全法(平成二十一年六月五日法律第五十号)

(国及び地方公共団体の責務)

- 第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念(以下この条において「基本理念」 という。)にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する 責務を有する。
- 2 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理 念にのっとり、消費生活について専門的な知識及び経験を有する者の能力を活用するよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理 念にのっとり、消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必 要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなけ ればならない。
- 4 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理 念にのっとり、施策効果(当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上 の一連の行為が消費者の消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが 見込まれる影響をいう。第六条第二項第四号において同じ。)の把握及びこれを基礎とす る評価を行った上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づい て必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理 念にのっとり、独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)、 第十条第三項に規定する消費生活センター、都道府県警察、消防機関(消防組織法(昭 和二十二年法律第二百二十六号)第九条 各号に掲げる機関をいう。)、保健所、病院、消 費者団体その他の関係者の間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、啓発活動、広報活動、消費生活に関する教育活動その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう 努めなければならない。

(略)

(都道府県知事による提案)

- 第七条 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣 に対し、次条第一項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針 の変更についての提案(以下この条において「変更提案」という。)をすることができる。 この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会の意見を聴いて、当 該変更提案を踏まえた基本方針の変更(変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全 部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。)をする必 要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会の意見を聴いて、当 該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

(略)

(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)

- 第八条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村 に対する技術的援助を行うこと。
 - 二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。
 - イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を 超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。
 - ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんのうち、その実施に各市 町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。
 - ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であって、専門 的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - ニ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報 を収集し、及び住民に対し提供すること。
 - 三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
 - 四 前三号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。
- 2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
 - 二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせ んを行うこと。
 - 三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
 - 四 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
 - 五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(国及び国民生活センターの援助)

第九条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、前条第一項各号及び第 二項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第二節 消費生活センターの設置等

(消費生活センターの設置)

- 第十条 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当 する施設又は機関を設置しなければならない。
 - 第八条第一項第二号イの相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号イ及び口に掲げる事務に従事させるものであること。
 - 二 第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
 - 三 その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で 定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件 に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。
- 第八条第二項第一号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同 項第二号に掲げる事務に従事させるものであること。
- 二 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
- 三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で 定める基準に適合するものであること。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は前項の施設又は機関(以下「消費生活セン ター」という。)を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定め る事項を公示しなければならない。

(消費生活センターの事務に従事する人材の確保等)

第十一条 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターに配置 された相談員(前条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者をいう。以下この条に おいて同じ。)の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講 じ、相談員その他の消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図 るよう努めるものとする。

第四章 消費者事故等に関する情報の集約等

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

- 第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事 故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定め るところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知 しなければならない。
- 2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等 (重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態 様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状 況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若し くは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、 内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等 の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。
- 3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用

しない。

- 次のイからニまでに掲げる者であって、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの
 - イ 行政機関の長 内閣総理大臣
 - ロ 都道府県知事 行政機関の長
 - ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事
 - ニ 国民生活センターの長 行政機関の長
- 二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなけれ ばならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た 者(前号に該当する者を除く。)
- 三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者(前二号に該当する者を 除く。)
- 4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民 生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知を しなければならないこととされている者が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方 法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)を利用して同一の情報を閲覧するこ とができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知を したものとみなす。

(略)

(都道府県知事による要請)

- 第二十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大 の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保 に関し必要な措置の実施を要請することができる。この場合においては、当該要請に係 る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請(以下この条において「措置要請」という。) を受けた場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の 法律の規定に基づく措置があるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に 同項の書面を回付しなければならない。
- 3 前項の規定による回付を受けた大臣は、内閣総理大臣に対し、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施することとするときはその旨を、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、通知しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当該措置要請をした都道府県知事に通知しなければならない。

(報告、立入調査等)

第二十二条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必 要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所 に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業 者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価 によってその対価を支払わなければならない。

- 2 前項の規定により立入調査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雜則

(略)

(事務の区分)

第二十四条 前条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号 に規定する第一号 法 定受託事務とする。

【参考2】専管機構・部署の設置状況

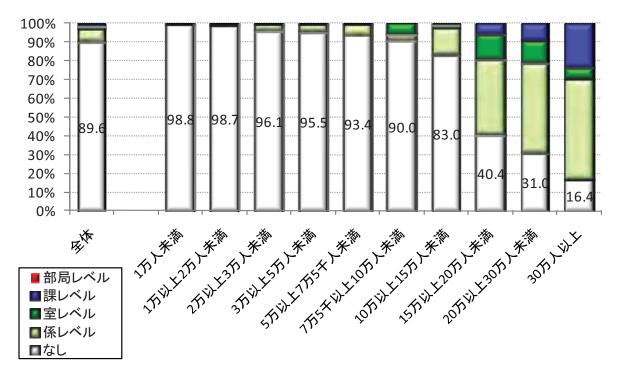
~「地方消費者行政の現状分析」(平成22年7月、消費者庁)より~

[専管機構・部署の人口規模別設置状況(都道府県、政令指定都市)]

(平成21年4月1日時点、自治体)

	なし	係	室	課	部局
都道府県	1	28	6	1 1	1
政令指定都市	0	6	0	1 2	0

(平成21年4月1日時点)



[専管機構・部署の人口規模別設置状況(政令市除く市区町村)]

【参考3】消費生活センター、相談窓口の設置状況

(平成21年4月1日時点)

	都道府県	政令指定都市	市区町村	合計
消費生活に関する相談の窓口 を設置している自治体数	47	18	1, 359	1, 424
うち、「消費生活センター」 設置自治体数	47	18	349	414
相談窓口未設置自治体数	_	_	413	413
「消費生活センター」数	123	2 6	352	501

[設置者区分別の消費者安全法に規定する「消費生活センター」数]

(平成21年4月1日時点、箇所)

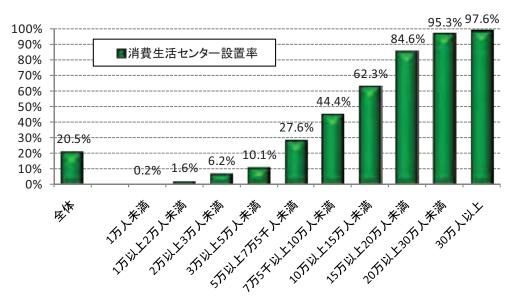
都道府県	政令市	市区	町	村	広・組	合計
123	2 6	340	10	1	1	501

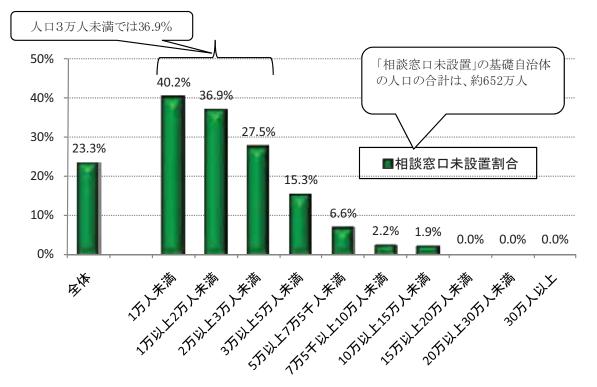
[地域別「消費生活センター」設置状況]

(平成21年4月1日時点、箇所)

北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州 ・沖縄	合計
37	4 6	183	19	45	75	37	17	4 2	$5\ 0\ 1$

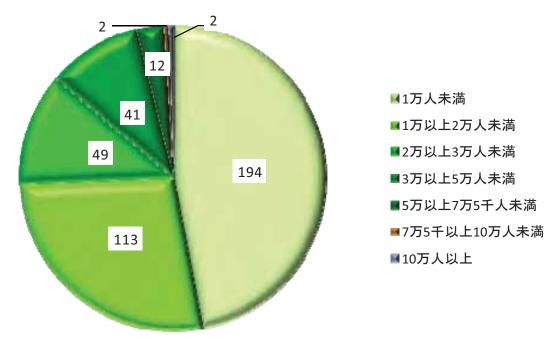
[「消費生活センター」の人口規模別設置率(政令市含む市区町村)]





[「相談窓口」の人口規模別未設置状況(政令市除く市区町村)]

[「相談窓口」未設置自治体の構成(市区町村、政令市除く)]



【参考4】専任職員の配置状況

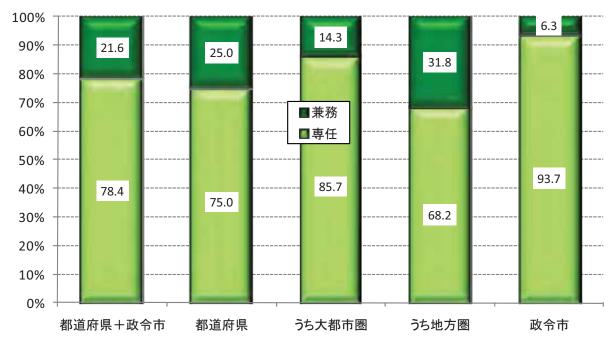
~「地方消費者行政の現状分析」(平成22年7月、消費者庁)より~

[消費者行政担当職員、消費生活相談員の配置状況概観]

(平成21年4月1日時点、人)

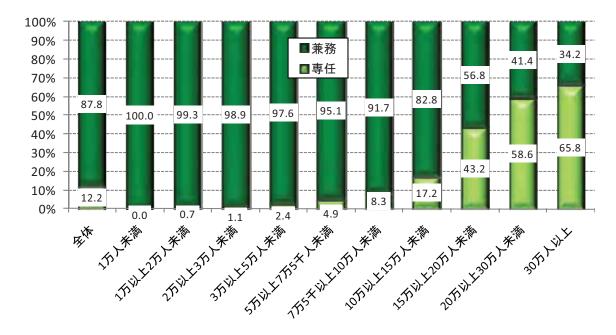
	都道府県	政令指定都	市区町村	合計
		市		
自治体数	4 7	18	1, 772	1, 837
消費者行政担当職員数	1, 062	237	3, 891	5,190
うち、専任職員数	796	222	476	1, 494
うち、兼務職員数	266	1 5	3, 415	3, 696
消費生活相談員数	714	$2\ 4\ 7$	1, 839	2, 800
うち、資格相当保有者	540	235	1, 365	2, 140
うち、資格相当未保有者	174	1 2	474	660

(平成21年4月1日時点)



[都道府県・政令指定都市の消費者行政担当職員の専任・兼務状況]

(平成21年4月1日時点)



[専任職員割合の人口規模別状況(政令市除く市区町村)]



